

土岐市どんぶり会館

指定管理者募集要項

令和8年7月

土 岐 市

土岐市どんぶり会館指定管理者募集要項

土岐市は、美濃焼産業の発展及び観光の振興並びに地域の活性化に寄与することを目的として道の駅「土岐市どんぶり会館」を設置しています。土岐市どんぶり会館は平成10年7月にオープンし、民間の能力を活用して施設をより効果的・効率的に管理運営を行うため平成29年度指定管理者制度に移行しました。

この度、地方自治法第244条の2第3項及び土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき土岐市が指定した指定管理者が施設の管理・運営業務を実施しておりますが、指定期間が令和9年3月31日をもって満了することに伴い、土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例第2条に基づき指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）
- (3) 土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号、以下「指定条例」という。）
- (4) 土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成17年土岐市規則第2号）
- (5) 土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例（平成28年土岐市条例第18号、以下「設置条例」という。）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）
- (7) 土岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年土岐市条例第31号）
- (8) 土岐市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月20日土岐市規則第8号）
- (9) その他土岐市どんぶり会館の管理運営上必要な関係法令及び土岐市の例規

1. 対象施設の概要

- (1) 名称
土岐市どんぶり会館
- (2) 所在地
土岐市肥田町肥田286番地の15
- (3) 施設概要
 - ① 敷地面積：6,893㎡（内道路管理者：3,411㎡）
 - ② 建物面積：延床面積2,227.08㎡、建築面積1,166.28㎡
 - ③ 構造：鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階建
 - ④ 主な施設：1階：第1展示室、情報コーナー
2階：厨房、飲食施設
地下1階：第2・3展示室、体験室
 - ⑤ 駐車場：大型5台、小型63台、身しょう者用4台、妊婦乳幼児連れ用1台

⑥ 外トイレ：16基（男9基、女6基、身しょう者1基）

(4) 開館時間

午前9時から午後6時まで

(5) 休館日

毎月5日以内

(6) 開館時間及び休館日の変更

特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間の変更又は休館日の変更若しくは臨時に設けることができます。

2. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

3. 指定管理者が行う業務及び運営の水準

(1) 指定管理者が行う業務

設置条例第3条に規定する業務

（別紙1「土岐市どんぶり会館指定管理業務概要書」を参照）

(2) 運営の水準

現在の運営水準を維持すること

(3) 責任分担

土岐市と指定管理者の責任分担の基本的考え方は、別紙2「土岐市と指定管理者の責任分担表」のとおりです。なお、詳細は協定を締結する際に定めます。

4. 経費等に関する事項

(1) 自主事業収入

自主事業による収益は指定管理者の収入とします。自主事業とは、指定管理者が自らの費用で行う事業であり、施設の設置目的に沿ったものとし、事業の再委託により生じる収益も含むものとします。

(2) 指定管理料

当施設の管理運営に要する費用については、自主事業収入をもって充てることとするため指定管理料は支払いません。

(3) 納付金

指定管理者は当施設の収支決算において利益が生じた場合、利益の一部を市に納付する提案ができます。

(4) 納付金の提案

納付金の考え方について提案してください。納付金は提案された内容をもとに協定を締結する際に定めます。

(5) 区分会計

指定管理者は、当施設の会計については、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規

定等を策定し適正な経理を行うものとしします。経理は、市の会計にあわせ毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに区分してください。

5. 再委託

指定管理者は業務の全部を第三者に委託し、または請け負わずことはできません。

6. 応募資格

- (1) 指定期間中、当施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- (7) 土岐市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (8) 税を滞納していない法人等であること。

7. 募集要項等の配布

- (1) 配布開始日
令和8年7月1日（水）
- (2) 配布場所・時間
岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市役所地域資源活用推進課
午前9時00分から午後4時30分まで（土日・祝日を除く）
- (3) 配布資料
募集要項、経費積算の参考となる資料（来場者数、施設の維持管理費、備品一覧、施設の平面図、対象施設の全体図）
※配布資料は、応募に関する以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲内であっても、土岐市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。
- (4) その他

募集要項は、土岐市ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.toki.lg.jp/shisei/zaisei/1004974/1011341.html>

※経費積算の参考となる資料は、ダウンロードできません。経費積算の参考となる資料を郵送で希望する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封の上、土岐市役所地域資源活用推進課宛にご請求ください。

8. 応募者説明会

(1) 開催日時

令和8年7月14日（火）午後2時00分～

(2) 会場

土岐市役所2階 会議室2B

(3) 内容

募集要項の説明

(4) 参加人数

1団体につき2名以内

(5) 事前連絡

令和8年7月13日（月）正午までに応募者説明会参加申込書（様式第10号）を電子メールにて土岐市役所地域資源活用推進課まで提出してください。

(6) その他

説明会への出席は、応募の必須事項ではありません。

9. 質疑応答

(1) 提出期限

令和8年7月24日（金）午後4時30分（必着）

(2) 提出様式

質問書（様式第11号）

(3) 提出方法

土岐市役所地域資源活用推進課へ持参又は郵送、電子メールのいずれかで提出してください。電話や面談による質問は受け付けません。

(4) 回答方法

令和8年7月30日（木）以降に、土岐市ホームページ上に公開します。

10. 応募手続き

(1) 提出書類

① 指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）指定期間における各年度の事業計画書

③ 収支予算書（様式第3号）・経費等提案書（様式第4号）指定期間における各年度の収支予算書・経費等提案書

- ④ 企業概要説明調書（様式第5号）
- ⑤ 実績調書（様式第6号）
- ⑥ 申立書（様式第7号）
- ⑦ 法人等の定款又は寄附行為の写し及び法人登記簿の謄本（履歴事項全部証明書、3ヶ月以内のもの。法人以外の団体にあつては、団体の規約、役員名簿及び履歴書）
- ⑧ 納税証明書等
 - ア. 直近3事業年度の法人税又は申告所得税額の納税証明書
 - ・市内法人等：法人市民税（市民税）の納税証明書
 - ・市外法人等：国税（法人税）又は県税（法人事業税又は県民税）の納税証明書
 - イ. 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）
- ⑨ 再委託する業務等予定調書（様式第8号）
- ⑩ 特色のある事業についての提案書（様式第9号）

※納税義務がない場合や過去の事業実績等がない場合は、⑥申立書（様式第7号）にその旨を記載してください。

※各書類については、原則としてA4版で提出してください。

(2) 提出部数

正本1部及び副本8部

ただし、(1)提出書類のうち、④の添付書類の印鑑証明書、⑦及び⑧については正本1部とします。

(3) グループで応募する場合

当施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等がグループを構成して応募することができます。この場合は、次に掲げる事項に留意してください。

- ① グループの構成員を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めるとともに、構成員は連帯して責任を負うものとします。
- ② 同時に複数のグループの構成員になることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成員となることはできません。
- ④ グループ結成の協定書（写し）を提出してください。
- ⑤ (1)提出書類の内、④～⑧については、全構成員が提出してください。

(4) 提出期限

令和8年8月31日（月）午後4時30分

(5) 提出場所

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市役所地域資源活用推進課

(6) 提出方法

直接持参又は簡易書留等の記録が残る送付方法でご提出ください。（提出期間内必着）

(7) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、土岐市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします（提出書類は、土岐市情報

公開条例第2条第2号に規定する公文書となります)。なお、提出された書類は、返却しません。

(8) 提出書類の情報公開

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(9) 提出書類の訂正等の禁止

提出期限後における書類の訂正及び再提出は認めません。

(10) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、その応募は無効とします。

(11) 追加書類の提出

土岐市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(12) 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(13) 費用の負担

応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。

(14) 異議申し立て

この募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

11. 指定管理者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

一次審査 応募資格を満たしているか等について書類審査を行います。

二次審査 指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションによる審査を行い、指定候補者を選定します。

※一次審査の結果、二次審査の日程、場所及び実施方法等並びに二次審査の結果については別途文書で通知します。

※審査結果は申請者の名称及び選定委員会での評価の総得点など土岐市のホームページで公開します。

(2) 選定基準

別紙3「指定管理候補者選定に係る基準」のとおり。

(3) その他の留意事項

① 選定委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会・面接等の正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

② 重複提案者等の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

③ 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

- イ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- エ その他不正な行為があった場合

12. 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定手続き

指定管理者の指定に関する議案を土岐市議会に上程し、議決後に指定管理者を指定します。

(2) 協定の締結

土岐市と指定管理者は、管理の基準及び業務の内容について協議の上、協定を締結します。

(3) 選定の取り消し

市議会の議決に至るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、取り消しとなった場合は、選定委員会による審査で第2位であった申請者を指定管理者の候補者として選定することとします。(第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。)

(4) 議決されなかった場合

市議会において議決されなかった場合、指定候補者が当該事業を実施するために支出した一切の費用及び提供したノウハウの対価等について、土岐市は一切補償しません。

(5) 協定の解釈

協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合、土岐市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

13. 引継ぎ

(1) 指定期間開始前

指定管理者は、指定期間の開始から円滑に業務が遂行できるよう、人的及び物的体制を整えることとし、その費用は指定管理者の負担とします。業務の引継ぎが必要な場合は随時行うこと。リース物件について、リース期間が残るものについては、原則、継続すること。

(2) 指定期間終了後

指定期間終了後若しくは指定の取り消し等により土岐市又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供してください。

14. 営業の中断

不慮の事故、天災、施設・設備の経年劣化等の理由により大規模な修繕を要する場合に、一時営業の中断を要請する場合があります。その間の営業補償はいたしません。

15. 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務が困難となった場合又はその恐れが生じた場

合には、土岐市は指定管理者に対して必要な指示をすることとします。

指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと土岐市が認めるときは、指定管理者の指定の取消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合、指定管理者は、土岐市に生じた損害を賠償するものとします。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力等土岐市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、土岐市と指定管理者の協議により対処することとします。

16. スケジュール

令和8年	7月 1日 (水)	募集要項配布開始
	7月14日 (火)	応募者説明会
	7月 1日 (水) ~ 7月24日 (金)	質問受付期間
	8月31日 (月)	応募書類の受付締切
	9月中旬 (予定)	書類審査結果の通知
	10月上中旬 (予定)	指定管理者選定委員会による審査
	10月下旬 (予定)	選定結果の通知
	12月下旬 (予定)	指定管理者の指定 (市議会による議決)
令和9年	1月下旬 (予定)	指定管理基本協定締結
	4月1日 (木)	指定期間開始

17. 問い合わせ先

土岐市役所産業文化部地域資源活用推進課

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101

電話：0572-54-1277

メールアドレス：chiikishigen@city.toki.lg.jp

別紙1「土岐市どんぶり会館指定管理業務概要書」

1 原則

- ・指定管理者は、土岐市どんぶり会館(以下「会館」という。)の管理主体者として、別段の定めがある場合を除き自らの責任と費用において、会館の維持管理・運営を行う。
- ・指定管理者は、①美濃焼産業の振興 ②観光施設としての充実 ③地域の活性化④周辺施設の情報発信 ⑤住民と来訪者との交流促進 を踏まえた適正な運営に最大限の努力を行う。
- ・指定管理者は、本施設が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重する。

2 運営基本方針

- ・土岐市の陶磁器産業の振興を図る。
- ・市内、周辺地域の観光情報を提供し、地域の活性化を図る。
- ・来訪者の休憩施設として安息できる場所を提供する。
- ・地域住民と来訪者が交流できる機会を創造する。
- ・土岐市の美濃焼関連施策や地域住民の行事と連携し、最大限の協力を行う。
- ・地元雇用を促進する。

3 主な業務内容等

- ・本施設事業の企画及び実施
- ・会館1階の第1展示室は陶磁器の取扱いスペースを半分以上とすること。
- ・情報コーナーを常設すること。
- ・作陶体験施設を活用すること。
- ・施設(建物、外トイレ、駐車場、植栽、周辺樹木等)、設備、備品等の維持管理全般(清掃、保守点検管理、修繕、必要な保険加入を含む。)
※当施設に存する市所有の備品を指定管理者に無償で貸与します。貸与を受けた備品については、適切に維持管理すること。(別紙備品台帳参照)なお、レストランに配置されている備品については、土岐市において修繕・機器更新等は原則実施しません。
- ・従業員の雇用及び指導・教育
- ・緊急、防犯、防災対策マニュアル等の作成及び実践環境整備
- ・個人情報保護の体制整備及び実践
- ・苦情処理業務
- ・月業務報告書、会計関係帳簿、事業計画書、収支予算書、事業報告書等の作成及び土岐市への報告
- ・経理規定等(土岐市会計規則等に準ずるもの)の策定及び経理事務
- ・土岐市との連絡調整業務
- ・他の土岐市施設、周辺観光施設、地元自治会及び各種関係団体との連携
- ・本施設の開館時間、休館日の設定

別紙2「土岐市と指定管理者の責任分担表」

種類	内容	負担者	
		土岐市	指定管理者
応募	応募に関して必要な費用		○
準備	管理運営の準備に関して必要な費用		○
書類の誤り	募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
不可抗力	風水害・地震などの自然災害、テロ・暴動などの人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	協議事項	
許認可	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報漏洩や犯罪発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
広報	HPの管理運営などの広報活動		○
施設・設備	施設・設備の維持管理（清掃・保守点検を含む）		○
	施設・設備の修繕（1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以内のもの）		○
	施設・設備の大規模修繕（1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの）	○	
	事故・火災による施設・設備の損傷	協議事項	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備の損傷		○
備品	備品の保管・管理・修繕		○
	備品の購入	協議事項	
消耗品	消耗品の購入		○
看板	施設への誘導案内看板の保守管理		○
駐車場	目的外使用の届け出	○	
住民・使用者	施設管理、運営業務内容に対する地域住民及び使用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
引継ぎ	施設運営の引継ぎに関して必要な費用		○

事業終了時	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
-------	---	--	---

※修繕とは、施設・設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、大規模修繕とは、施設・設備の基本的構造および基本性能の修繕をいいます。

別紙3「指定管理候補者選定に係る基準」

1 経営に関すること

- ・ 法人等の安定性、継続性、経営状況
- ・ 法人等運営の透明性、公正性
- ・ 運営実績
- ・ 法人等運営における法令等の遵守状況
- ・ 効率的運営、効率化への取り組み
- ・ 公共性への取り組み
- ・ 安全管理についての取り組み
- ・ 法人等の理念、姿勢

2 事業計画に関すること

- ・ 施設管理の計画、内容
- ・ 年間事業計画に関する基本方針
- ・ 収支計画、経費等の提案の内容
- ・ 特色ある自主事業の実施内容

3 その他

- ・ 土岐市内の陶磁器業界との連携および美濃焼振興の取組
- ・ 利用者への高品質なサービスの提供内容
- ・ 応募者の積極的な取り組みに対する評価（地元自治会、周辺観光施設等との連携促進、利用者確保及び促進などの具体的な提案など）